

提供日 2026/05/11  
タイトル 建設業者への監督処分  
担当 交通基盤部 建設経済局建設業課  
連絡先 建設業班 望月  
TEL 054-221-3058



## 建設業者に対して監督処分を行いました。

### 1 処分を受けた者

商号 光サービス  
所在地 熱海市熱海1740-85  
許可番号 静岡県知事一般建設業許可第38517号  
許可業種 電気工事業

### 2 処分内容

建設業に関する営業のうち、民間工事にかかるものの営業停止

※「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事」以外の建設工事をいう。

### 3 営業停止期間

令和8年5月26日～令和8年6月1日(7日間)

### 4 処分理由

光サービスの事業主は、建設工事で生じた産業廃棄物を、自家製焼却炉で焼却したことにより起訴され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号(他法令違反)に該当すると認められることから、静岡県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準により、建設業法第28条第3項の規定に基づき7日間の営業停止処分を行う。